

令和5年2月 和水町農業委員会 総会 会議録

- 1 開催日時 令和5年2月10日（金） 午後1時30分から午後2時30分
- 2 開催場所 和水町中央公民館 講堂
- 3 本日の出席農業委員は、次のとおりである。（11名）

会 長	1 番	有働憲一				
会長代理者	2 番	金栗孝義				
委 員	3 番	猪口琢真	4 番	菊川俊二	5 番	吉田広志
					6 番	本山圭司
	7 番	高木修治	8 番	池田弘昭	9 番	山崎照代
					10 番	中畑昇
	11 番	池田勝美				
- 4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。（0名）
- 5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（15名）

江上幸一	樋口哲男	上田憲一	前淵慎一郎	福山修	深草哲夫	中嶋孝
山下栄次	浦部俊一	井島武士	牛島宣雄	有富博明	落合修	石原寛之
吉永剛						
- 6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（2名）

大城戸一義	竹下孝昭
-------	------
- 7 日 程
 - 1 開 会
 - 2 会議成立宣言
 - 3 会長挨拶
 - 4 議事録署名委員の指名
 - 5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	農用地利用集積計画について
議案第4号	農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別断面積の廃止について
報告第1号	中途解約通知書について
報告第2号	許可不要転用届について
 - 6 そ の 他
 - 7 閉 会
- 8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。（3名）

事務局長	上原 克彦
参 事	西川 佳孝
会計年度任用職員	中嶋 康文
- 9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。（0名）

事務局 上原

1 開 会

定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を始めます。まずは、元気な挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。

「こんにちは。」ご着席ください。

それでは、ただ今から、令和5年2月 和水町農業委員会総会を開会します。

2 会議成立宣言

本日は、11名中11名が出席ですので、本会議が成立することを宣言します。

3 会長挨拶

有働会長、挨拶をお願いします。

会長 有働

みなさん、改めまして「こんにちは。」

2月になりまして、税金の確定申告の時期となり、その準備をしているところですが、農業情勢は厳しいと感じています。農業経費の高騰がありますが、和水町や農協では色々な補助金も用意されています。農協職員の方から、「該当者で、まだ申請されていない人がいる」との話を聞きました。私も皆さんも、税金はきちんと払い、申請できる補助金もきちんと申請しなければと思っています。

さて、私の近くのスイカ農家の方が、寒い日に風呂場で、ヒートショックで亡くなられました。皆さんも健康管理には十分注意して毎日をお過ごしください。

本日は、総会後にタブレット研修があるようです。こちらへの参加もよろしくお願いします。

事務局 西川

有働会長、どうもありがとうございました。会長には、引き続き、議事の進行をお願いします。

議長 有働

4 議事録署名人の指名

本日の議事録署名委員は、5番吉田委員と6番本山委員にお願いします。

速やかに議事が進行できますようご協力をお願いします。

5 議事

それでは、議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。この件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」

当事者及び土地の所在地等については、議案の1ページから5ページをご覧ください。

議案の1ページ及び2ページは、売買・贈与による所有権移転の案件になります。

所有権移転の整理番号1 熊本市の譲渡人から内田の譲受人へ（売買）

所有権移転の整理番号2 志口永の譲渡人から志口永の譲受人へ（売買）

所有権移転の整理番号3 山鹿市の譲渡人から八女市の譲受人へ（贈与）

所有権移転の整理番号4 八女市の譲渡人から八女市の譲受人へ（売買）

所有権移転の整理番号5 八女市の譲渡人から八女市の譲受人へ（贈与）

議案の3ページから5ページは使用貸借権設定の案件になります。

使用貸借権の整理番号1 久井原の貸渡人から久井原の借受人へ使用貸借
（農業者年金経営継承による）

使用貸借権の整理番号2 竈門の貸渡人から竈門の借受人へ使用貸借
（農業者年金再設定）

この案件は、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」、「地域との調和要件」全ての審査基準に適合します。

第1号議案にかかる事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明が終わりました。
議案第1号につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 異議なしの声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。
議案第1号について、原案のとおり許可を決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。
よって、議案第1号については、すべて原案のとおり許可することに決定しました。
次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」
当事者及び土地の所在地等については、議案の6ページをご覧ください。
申請書添付書類については、別紙の「転用資料」で確認をお願いします。

整理番号1 一般住宅（使用貸借権）

申請地は、用木にある農地です。
使用借人は、玉名市のアパートで生活をしており、義父実家に隣接した申請地を一般住宅地として転用されるものです。
給水は、井戸水により給水します。
生活雑排水、汚水は合併浄化槽を経由のうえ側溝へ排水します。
雨水は、雨水浸透升を設置し宅内浸透されます。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。
「農地区分」及び「立地基準」ですが、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」ということで「第1種農地」に該当しますが、集落に接続して設置され、申請地のほかに適当な代替地がないと判断されます。

「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、「融資証明書」を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、令和5年8月末日までの完了予定ですので、問題ないと思われます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると、妥当な面積であります。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、南側に農地はありますが、2階建ての住宅であり、日照、通風など周囲への影響はほとんどないと考えられます。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼすおそれはないと思われます。

以上、許可要件に照らした結果、全ての項目において問題ないと考えられます。

続いて整理番号2です。

整理番号 2 貸駐車場（売買）

申請地は、津田にある農地です。

譲受人が営んでいる事業が駐車場不足のため、事業所に隣接する申請地を駐車場として転用されるものです。

譲渡人は平成 22 年に申請地を相続されましたが、当該農地は平成 12 年に駐車場として転用許可を受けて駐車場として利用されていました。平成 15 年に転用許可を受けていない農地と合筆したために、一部が追認案件となりますので、始末書が添付してあります。

駐車場のため、給水はありません。

排水については、駐車場のため生活雑排水、汚水の発生はありません。雨水は自然浸透を基本とされますが、オーバーフロー分は申請地西側の既存の側溝へ放流されます。

周辺に農地はありますが、駐車場として使用するため、転用することで隣接地に被害を及ぼす恐れはないと思われます。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、「小集団の生産性の低い農地」ということで「第 2 種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断されます。

「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、「残高証明書」を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、令和 5 年 3 月 20 日までの完了予定ですので、問題ないと思われます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると、妥当な面積であります。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、申請地北西に農地はありますが、駐車場のため、日照、通風など周囲への影響はほとんどないと考えられます。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼすおそれはないと思われます。

以上、許可要件に照らした結果、全ての項目において問題ないと考えられます。

議案第 2 号の事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明が終わりました。

続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。

整理番号 1 について、6 番本山委員の報告をお願いします。

6 番 本山委員

整理番号 1 について、6 番本山が報告します。

1 月 26 日に、私と前淵推進委員、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、用木にある農地で、現地は保全管理してありました。

井戸水により給水し、生活雑排水・汚水は合併浄化槽を経由のうえ、側溝へ排水されます。雨水は雨水浸透升を設置し、宅内浸透されます。

申請地の南側に農地はありますが、2 階建ての住宅であり、日照、通風など周囲への影響はほとんどないと思われ、この転用申請については問題ないと判断しました。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれはないと思われます。

議長 有働

以上で現地確認の報告を終わります。

10番
中畑委員

続いて整理番号2について、10番中畑委員の報告をお願いします。

整理番号2について、10番中畑が報告します。

1月26日に、私と竹下推進委員、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、津田にある農地で、現地は砂利敷となっていました。

駐車場のため、給水、生活雑排水、汚水はありません。雨水は自然浸透を基本とし、余水は南側の既存の側溝へ排水されます。

申請地の周囲に農地はありますが、駐車場のため、日照、通風など周囲への影響はほとんどないと思われ、この転用申請については問題ないと判断しました。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれはないと思われします。

以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

ありがとうございました。

ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。

議案第2号 につきて、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 異議なしの声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。

議案第2号 について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

全員賛成です。

よって、議案第2号は 原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を付して進達します。

次に、議案第3号「農用地利用集積計画等について」を、議題とします。

今回、賃貸借権設定の整理番号3及び整理番号12並びに所有権移転の整理番号2は農業委員課員の委員が関与する案件です。和水町農業委員会会議規則第10条の規定に基づき議事参与の制限がありますので、まずは、それらの案件を除いて審議します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

議案第3号「農用地利用集積計画等について」

申出人及び土地の所在地等については、議案の7ページから11ページをご覧ください。

議案の7ページから9ページは、農用地利用集積計画の賃貸借権設定の案件になります。整理番号3と12を除くと15件中、新規設定が9件、再設定が6件です。

議案の10ページは、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の使用貸借権の案件になります。件数は1件です。

議案の11ページは、農用地利用集積計画の所有権移転の案件になります。整理番号2を除くと件数は1件です。

以上の計画につきて、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件」を満たしています。

議長 有働

ただ今、事務局から、賃貸借権設定の整理番号３と１２及び所有権移転の整理番号２を除く、議案第３号について説明がありました。

賃貸借権設定の整理番号３と１２及び所有権移転の整理番号２を除く、議案第３号について、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。

賃貸借権設定の整理番号３と１２及び所有権移転の整理番号２を除く、議案第３号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。

賃貸借権設定の整理番号３と１２及び所有権移転の整理番号２を除く、議案第３号については、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、賃貸借権設定の整理番号３について、審議します。

和水町農業委員会会議規則第１０条の規定に基づき議事参与の制限がありますので、関係委員の退席を求めます。

—— 関係委員、退室 ——

議長 有働

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

— 事務局が、議案第３号の賃貸借権設定の整理番号３について説明 —

議案第３号の賃貸借権設定の整理番号３については、議案の７ページをご覧ください。

この計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件」を満たしています。

議案第３号の賃貸借権設定の整理番号３の説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局から、説明がありました。

議案第３号の賃貸借権設定の整理番号３について、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。

議案第３号の賃貸借権設定の整理番号３について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。

議案第３号の賃貸借権設定の整理番号３については、原案のとおり承認することに決定しました。

関係委員の入室を、許可します。

—— 関係委員、入室 ——

議長 有働

次に、賃貸借権設定の整理番号１２について、審議します。

和水町農業委員会会議規則第１０条の規定に基づき議事参与の制限があります

	ので、関係委員の退席を求めます。
	——— 関係委員、退室 ———
議長 有働	それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局 西川	— 事務局が、議案第３号の賃貸借権設定の整理番号１２について説明 — 議案第３号の賃貸借権設定の整理番号１２については、議案の８ページをご覧ください。 この計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件」を満たしています。 議案第３号の賃貸借権設定の整理番号１２の説明は以上となります。
	ただ今、事務局から、説明がありました。 議案第３号の賃貸借権設定の整理番号１２について、何か質問等がありましたら、お願いします。
	——— 「異議なし」の声 ———
議長 有働	無いようですので、採決をします。 議案第３号の賃貸借権設定の整理番号１２について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
	——— 全員挙手 ———
議長 有働	全員賛成です。 議案第３号の賃貸借権設定の整理番号１２については、原案のとおり承認することに決定しました。 関係委員の入室を、許可します。
	——— 関係委員、入室 ———
議長 有働	次に、議案第３号の所有権移転の整理番号２について、審議します。和水町農業委員会会議規則第１０条の規定に基づき議事参与の制限がありますので、議長を金栗会長代理に交代いたします。金栗会長代理よろしくお願いします。
金栗会長代理	議長より代理に指名されました金栗です。スムーズに議事が進行しますようよろしくお願いします。 それでは、議案第３号の所有権移転の整理番号２について、審議します。本案に関与される関係委員の退室を求めます。
	——— 関係委員、退室 ———
金栗会長代理	それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局 西川	— 事務局が、議案第３号の所有権移転の整理番号２について説明 — 議案第３号の所有権移転の整理番号２については、議案の１１ページをご覧ください。 これらの計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件」を満たしています。 議案第３号の所有権移転の整理番号２の説明は以上となります。
金栗会長代理	ただ今、事務局から、説明がありました。

議案第3号の所有権移転の整理番号2について、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

金栗会長代理

無いようですので、採決をします。

議案第3号の所有権移転の整理番号2について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

金栗会長代理

全員賛成です。

議案第3号の所有権移転の整理番号2については、原案のとおり承認することに決定しました。

関係委員の入室を、許可します。

—— 関係委員、入室 ——

議長 有働

金栗会長代理については、議長を務めて頂きありがとうございました。

次に、議案第4号「農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別断面積の廃止について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

議案第4号「農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別断面積の廃止について」

議案の12ページから14ページをご覧ください。

和水町では、13ページにありますように通常は農地取得に係る下限面積を30aと規定しておりました。また14ページにありますように空き家バンクに登録してある空き家に付属した農地で、農業委員会が指定した農地は、下限面積を1aとしていました。しかし、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条の規定により農地法第3条第2項第5号括弧に規定する下限面積が削除されることから、改正法の施行日（令和5年4月1日）以降、別段面積を廃止することとします。

議案第4号にかかる事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明が終わりました。

議案第4号につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 異議なしの声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。

よって、議案第4号については、原案のとおり決定しました。

これで、すべての議事は終了しました。

他に、各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。

無いようですので、報告第1号、第2号について事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

報告第1号「中途解約通知書について」
農地の貸借権の中途解約が2件ありました。貸し手・借り手双方合意による解約です。
通知者及び土地の所在地等については、総会資料の15ページをご覧ください。

報告第2号「許可不要転用届について」
総会資料の16ページをご覧ください。許可不要転用届の案件になります。届出人、土地の所在地、申請内容等をご確認ください。
今月は、森林法第41条による県営治山事業に伴う治山施設を設置するに当たり、保安林に指定する必要があることから届出が提出されております。

以上で、報告を終わります。

議長 有働

以上で本日の議案ならびに報告事案は全て終了しました。
進行を事務局へお返しします。

事務局 上原

有働会長には、議長を務めていただき、どうもありがとうございました。

6 その他（連絡事項）

総会資料17ページを、ご覧ください。
事務局から、事務連絡。

7 閉会

事務局 上原

ご起立をお願いします。
これをもって、令和5年2月 和水町農業委員会総会を、閉会します。
お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長 _____

署 名 委 員 5 番 _____

署 名 委 員 6 番 _____

会議録調製者 西川 佳孝
本誌（表紙除く） 10 頁